資料

2005年度（平成17年度）第1回計量行政審議会配付資料（7）

7月26日開催、経済産業省本館17階第1共用会議室

新しい計量行政の方向について（参考資料）（3）

商品量目制度

1．目的

商品を計量して販売する場合には正確に計量することが基本。しかし、計量を行う場合にある程度の誤差が生じてしまうことがある。

食品、日用品等の消費生活関連物資であって、相当程度計量販売が行われている商品を計量して販売する場合、一定誤差の範囲内（量目公差）で計量を行うことを義務づけて、適正な計量の実施を図ることを目的としている。

2．根拠条文

計量法第11条～第15条

圧力計
綾計器工業株式会社
〒530-0047 大阪市北区西天満3-14-16
TEL.(06)6362-7691
FAX.(06)6361-1881

3．制度の概要

計量法第12条により、特定の商品をその特定物象量を法定計量単位で示して販売するときは、量目公差を超えないことを販売者に義務づけている。また計量法第13条により、販売する特定の商品を密封するときは、その容器又は包装に内容量を表記することを義務づけている。

4．見直しの契機

1970年：量目公差を原則として％に改正

1974年：密封商品販売業者への正味量表記義務の強化

1992年：密封商品の指定、商品実態に合わせた指定商品の見直し、量目公差を3区分（質量2、容量1）に統合・簡素化、取締方法を改善勧告→公表→改善措置命令→罰則に

計量士制度

1．目的

経済取引の発達、産業技術の進歩等これらに関して要求される計量技術が高度化・専門化するようになったことを踏まえ、計量に関する専門の知識・技能を有する者に一定の資格を与え、一定分野の職務を分担させることにより、計量器の自主的管理を推進し、適正な計量の実施を確保することを目的とする。

2．根拠条文

計量法第122条

3．制度の概要

(1)計量士の区分

計量士は以下の3区分に分かれており、区分ごとの所要の条件を満たすことにより経済産業大臣の登録を受け、計量士となることができる。

一般計量士

環境計量士（濃度関係）

環境計量士（騒音・振動関係）

(2)資格の取得方法

①国家試験コース：計量士国家試験に合格し、かつ実務経験その他の条件に適合する者

②資格認定コース：(独)産業技術総合研究所の教習の課程を修了し、実務経験などの所定の条件を満たし、かつ計量行政審議会が認めた者

(3)計量士の主な職務

①定期検査に代わる計量士による検査

②計量証明検査に代わる計量士による検査

③計量証明事業における計量管理

④適正計量管理事業所における計量管理

4．見直しの契機

1974年：環境計量士の創設

1992年：環境計量士を「濃度関係」と「騒音・振動関係」に区分

各自治体における法定計量に携わる職員数（2003年度）

【総計】1138人（数字は47都道府県と特定市の職員の合計）

【都道府県別職員数】［上位3位］1位：A県（108人）、1位：B県（108人）、3位：C県（70人）［下位3位］1位：X県（4人）、2位：Y県（5人）、2位：Z県（5人）

（各都道府県職員数は都道府県職員と各都道府県に属する特定市職員の合計。具体的な都道府県名は記入せず）

※いずれも経済産業省調べ。

日本計量新報社では2005年度計量法改正作業をすべて伝えるためにインターネットのホームページ「計量計測データバンク」に「2005年度計量法改正情報BOX」を設けております。

ここでは計量行政審議会の本会議、計量制度検討小委員会のワーキンググループの改正作業など公開された文書のすべてを掲載します。すでに「平成17年度第1回計量行政審議会」、「計量制度検討小委員会第1回会合」、「計量制度検討小委員会第1ワーキンググループ第1回」、「計量制度検討小委員会第2ワーキンググループ第1回」、「計量制度検討小委員会第3ワーキンググループ第1回・第2回」の配布資料の掲載、および公開された議事要旨・議事録を掲載しております。また「日本計量新報」で報道するすべての計量法関連記事と、計量法に関する意見・感想、参考資料を掲載しております。

今回新たに参考となる資料をリンクしておりますので、ご活用下さい。追加項目は次の通りです。

主な現行法令（出典：法令データ提供システム）

計量行政審議会の答申

「極微量物質の計量等新たな社会ニーズに対する適正な計量の実施の確保を図るために必要な新たな制度について（計量行政審議会答申）（2000年12月13日）」概要、全文（pdfファイル）

「計量行政審議会の答申（1998年12月18日）」概要、全文

「2005年度計量法改正情報BOX」更新情報

http://www.keiryou-keisoku.co.jp/hou-kaisei2005/hou-kaisei-top.htm

資料

計量法改正関連

省令、告示、公示

○経済産業省令第九十五号

計量法関係手数料令（平成五年政令第三百四十号）別表第一第十三号及び第十四号の規定に基づき、計量法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十七年九月三十日　経済産業大臣　中川　昭一

計量法施行規則の一部を改正する省令

計量法施行規則（平成五年通商産業省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第九十一条の四中第七号を第八号とし、第二号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第一号中「（昭和二十四年法律第百八十五号）」を削り、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十九条第一項及び第二項、第二十条第一項並びに第二十三条第一項から第三項までの登録

第九十一条の五第七号中「前条第七号」を「前条第八号」に改め、同号を同条第八号とし、同条第六号中「前条第六号」を「前条第七号」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「前条第五号」を「前条第六号」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「前条第四号」を「前条第五号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「前条第三号」を「前条第四号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「前条第二号」を「前条第三号」に改め「（同条各号若しくは法第百四十三条第一項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。第四号から第六号までにおいて同じ。）」を削り、同号を同条第三号とし、同条第一号中「前条第一号」を「前条第二号」に、「同項の申請をした日前法第百四十四条の二第一項の政令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）」を「特定期間」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　現に前条第一号の登録を受けた法第百四十三条第一項の申請に係る事業所について同項の申請をした日前法第百四十四条の二第一項の政令で定める期間（以下この条において「特定期間」という。）以内に行われた前条第一号の登録及びその更新に当たり審査の事務の合理化（同条各号若しくは法第百四十三条第一項の登録若しくは認定又はその更新を受けていることを確認することにより、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準のうち品質システム要求事項に適合すると認めることをいう。第三号及び第五号から第七号までにおいて同じ。）が行われていることを証する書類

第九十一条の六第一項中「前条第一号又は第七号」を「前条第二号又は第八号」に、「同条第七号」を「同条第八号」に改める。

附　則

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

◇　◇　◇

○経済産業省告示第二百四十六号

特定計量器検定検査規則の一部を改正する省令（平成十七年経済産業省令第四十一号）第三条の施行に伴い、平成十二年通商産業省告示第四百九十四号（電子回路を有する特定計量器の試験方法について）の一部を次のように改正し、平成十七年十月一日から施行する。

平成十七年九月三十日　経済産業大臣　中川　昭一

本則中「第百一条、第三百三十二条、第三百四十九条」を削り、第四号中「、タクシーメーターにあっては速さ四十キロメートル毎時に相当する回転を与えた状態において」を削り、第五号イ中「タクシーメーターにあっては速さ四十キロメートル毎時に相当する回転を与えた状態において」を削り、同号ロ中「タクシーメーターにあっては速さ四十キロメートル毎時に相当する回転を与えた状態において、その他の特定計量器にあっては」を削り、第六号の表電界強度の項中「イ　タクシーメーター及び電気計器」を「イ　電気計器」に改める。

◇　◇　◇

指定製造事業者の指定等に関する省令に基づく細目に関する公示

指定製造事業者の指定等に関する省令（平成5年通商産業省令第77号）第3条第2項の規定（以下単に「規定」という。）に基づき平成17年10月1日に次の事業の区分に係る品質管理の方法の細目を制定するので公示する。

なお、規定に基づき平成9年4月21日に制定した事業の区分「水道メーター第一類（水道メーターのうち、標準流量が五立方メートル毎時以下のものを製造する事業）」及び「水道メーター第二類（水道メーターのうち、標準流量が五立方メートル毎時を超えるものを製造する事業）」並びに平成7年2月10日に制定した事業の区分「温水メーター（温水メーターを製造する事業）」に係る品質管理の方法の細目は、平成17年9月30日限り廃止するので公示する。ただし、この細目の制定の日前に計量法（平成4年法律第51号。以下「法」という。）第76条第1項、第81条第1項又は第89条第1項の承認を受けた型式に属する特定計量器に係る品質管理の方法の基準の細目については、法第92条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までは、なお従前の例によるものとする。

平成17年9月30日　経済産業大臣　中川　昭一

1　水道メーター第一類（水道メーターのうち、標準流量が5立方メートル毎時以下のものを製造する事業）

2　水道メーター第二類（水道メーターのうち、標準流量が5立方メートル毎時を超えるものを製造する事業）

3　温水メーター（温水メーターを製造する事業）

備考　内容は、経済産業省ホームページ（http://www.meti.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省産業技術環境局計量行政室においても閲覧に供する。